

唐津市条件付一般競争入札における入札参加資格要件取扱要綱

平成30年4月1日

唐津市告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市が条件付一般競争入札を実施するにあたり、唐津市建設工事等競争入札実施要綱（平成20年告示第197号。以下「実施要綱」という。）第21条第1項第3号に規定する地域要件に関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 実施要綱第21条第1項第3号に規定する地域要件は、対象工事の性質又は目的を考慮し、概ね次のとおり取り扱うものとする。

(1) 唐津市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）で十分施工可能で、かつ、競争性も確保できると認められる場合は、市内業者を入札参加対象とした地域要件とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、唐津市内に支店又は営業所等を有する業者（以下「準市内業者」という。）のうち、次のいずれにも該当する業者を認定準市内業者とし、市内業者と同等に取り扱うものとする。

ア 唐津市内に支店又は営業所等を開設し、継続して10年以上経過していること。

イ 唐津市に法人市民税を納税していること。

ウ 唐津市内の支店又は営業所等の事務所に事務等を執り行える器具、固定電話、複写機、家具類、備品等を専用で備えていること。

エ 常に連絡が取れる体制になっていること。ただし、不在転送電話になっている場合及び単なる連絡員の配置による取次ぎをしている場合は、常に連絡が取れる体制と認めないものとする。

(3) 前号に規定する認定準市内業者を市内業者と同等に取り扱う工事の対象は、次のとおりとする。

ア 設計金額が9,000万円以上の土木一式工事又は水道施設工事

- イ 設計金額が1億6,000万円以上の建築一式工事
 - ウ 設計金額が8,500万円以上のとび・土工・コンクリート工事
 - エ 設計金額が7,000万円以上の電気工事又は管工事
- (令6告示206・一部改正)

(申請書の提出)

第3条 認定準市内業者の登録申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）

は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 準市内業者の入札参加資格要件認定に係る申請書（第1号様式）
- (2) 従業員一覧表（第2号様式）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定準市内業者の登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該書類等の審査を行い、適格と認めるときは認定準市内業者として登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査のほか、必要に応じ、実態調査を行うものとする。

(審査結果の通知)

第5条 市長は、前条の規定により審査した結果を準市内業者の入札参加資格要件認定結果通知書（第3号様式）により申請者に通知しなければならない。

(登録の有効期間)

第6条 認定準市内業者の登録の有効期間は、登録する年度に限るものとする。

(平31告示42・全改)

(実態調査)

第7条 市長は、認定準市内業者の登録者が第2条第2号に規定する認定準市内業者の要件（以下「認定要件」という。）を満たしているかの確認をするため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、前条の実態調査に応じないとき、又は実態調査の結果、認定要件を満たしていないことが判明したときは、認定準市内業者の登録を取り消すもの

とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附 則 (平成31年告示第42号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和元年度の認定準市内業者の登録から適用する。

(令元告示41・一部改正)

(経過措置)

- 2 この要綱の際現に登録されている認定準市内業者の登録の有効期間は、この要綱による改正後の唐津市条件付一般競争入札における入札参加資格要件取扱要綱第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和元年告示第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

(平31告示42・一部改正)

附 則 (令和6年告示第206号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う建設工事の競争入札から適用する。